

SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務 業務委託仕様書

1 事業名称

SNSを活用した伊豆の情報発信強化業務

2 委託期間

契約締結の日から令和5年3月24日(金)

3 事業目的

伊豆半島地域への来遊客は、およそ55%が50代以上であり、2回目以上のリピート率はおよそ70%と高い水準を誇っている。将来的に見ると現在の主要顧客であるシニア層の老齢化による外出機会の減少に伴い、伊豆地域への来遊客が減少し主幹産業である観光業の衰退が見込めることから、次代のリピーターの獲得が必須となる。ついては、次代のリピーターとなり得る国内の若年層を主なターゲットと定め、伊豆地域の魅力を、SNS (Instagram、Twitter 等) を活用して発信することで、認知度向上及び誘客促進を図ることを目的とする。また、SNSのデータ解析を行い、解析結果や課題に基づき、記事内容や配信方法について改善し、リーチ数(閲覧者数)やフォロワーの増加を目指すことも目的とする。

4 業務内容

SNS (Instagram、Twitter) を活用した情報発信及びプロモーション

(1) アカウント (Instagram、Twitter) の運用

Instagram 及び Twitter アカウントの運用を行うこと。

(2) 情報の発信

Instagram (@beautiful_izu_japan) 及び Twitter (@beautiful_izu) を活用し、伊豆地域が持つ観光コンテンツ(夜・食・絶景等)をターゲットに向けた効果的な方法で情報発信すること。また、必要に応じてキャンペーン施策等の実施や伊豆観光公式サイト「美伊豆 B-IZU」(<https://b-izu.com/>) への誘導を行うこと。

投稿する内容については、事前に委託者と協議するとともに、委託者、受託者双方で情報や必要な画像等を収集する。また、必要に応じて、コメントへの返信も行うこと。

(3) 効果の検証

- ① アカウント及び投稿記事の拡散状況等、ターゲット層へのアプローチについて、取り組みの効果を検証し、その結果報告及び課題の可視化を行い、発展性を持った効果向上提案等を実施すること。
- ② 検証結果報告は毎月1回以上の定期的な報告を行うこと。また、それ以外でも随時メール、電話等で委託者とやりとりを行い、対応すること。

(4) 目標

Twitter : フォロワー 18,000人

Instagram : フォロワー 14,000人

※その他、指標となる数値(投稿数・エンゲージメント率など)にも配慮すること。

(5) その他

- ① 事業開始時には目標KPIを示すとともに、実施スケジュール等を明らかにした業務計画書を作成し、委託者の承認を得ること。
- ② 事業の実施に当たっては、伊豆半島の観光産業振興全体に資するものとなるよう、可能な限り公平かつ専門的な視点で運営すること。
- ③ 各業務にかかる撮影、編集、運用、調査、報告等の一切の経費(交通費、宿泊、各種データ費等)は、全て事業費に含むこと。
- ④ (4)の目標を達成するために、アカウントの認知度向上に効果的と考えられる取り組みを提案し、委託者と協議の上実施すること。また、Twitter、Instagramの他に本事業の目的を達成するために効果的なSNS媒体の運用についても提案があれば受け付ける。

5 業務の完了報告について

(1) 実績報告書

- ① 業務に伴う制作物及び記事投稿に当たって活用した画像データ全般など、業務実施内容及び成果をまとめた実績報告書を提出すること。(2部)
- ② 上記の電子データ

(2) 納入期限 : 令和5年3月24日(金)

(3) 納入場所 : (一社)美しい伊豆創造センター (静岡県伊豆市修善寺838-1)

6 著作権及び秘密保持

- (1) 写真や動画等、本業務により得られた成果は、原則として委託者に帰属することとし、委託者が指定する第三者に対し著作権人格権を行使しないこととする。
- (2) UGCの利用は原則認めない。UGCを利用する場合は、利用許諾の取得について、手法等を明確にし、適切に管理すること。
- (3) 本業務の締結及び履行に関して知り得た他の当事者の秘密情報を本業務履行以外の目的で使用、第三者に漏洩、開示あるいは公表してはならない。

7 その他

- (1) 効果的な情報拡散が見込まれる場合は、SNSの他、企画提案者の負担においてウェブなどのインターネットメディアやその他メディアの併用も可とする。
- (2) 企画提案書が入選した場合においても、提案のあった内容をすべて実施することを保証するものではない。

- (3) 本仕様書記載の委託業務の内容については、実施段階において、予算や諸事情によって変更することがある。
- (4) この仕様書に定めのない事業が生じた場合は、双方協議の上、業務を進めるものとする。
- (5) (4)に関わらず、明示のない事項にあっても、社会通念上当然必要と思われるものについては本業務に含まれるものとする。